

(公印省略)
介高第 924-13 号
令和 3 年 4 月 30 日

高齢者施設・事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 遠藤 英夫

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (通知)

日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第四波の到来や感染力が高いとされる変異株の蔓延等が懸念されておりますが、県内においても今月 4 月に入って、高齢者施設等の入居者や職員の感染が相次ぎ、そうした中、比較的大きなクラスターや、収束に日数を要し職員が疲弊していく事例等が発生する事態になっております。

こうしたことから、高齢者施設の巡回指導や最近のクラスター事例などから各施設共通の課題や注意点を洗い出し、下記のとおりまとめました。

「あと一步、あと一工夫」の対応が感染の拡大防止につながります。本書を参考に今一度、再確認再検討をお願いいたします。

記

1 別添資料

「感染対策“まだあります”」

2 参考資料

「高齢者施設用 新型コロナウイルス感染症対策 チェック表」についても併せて参考にしてください。

3 その他

- (1) 令和 3 年 4 月 19 日付け介高第 30304-4 号の本職通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の開催について」で御案内した施設長向け研修(動画配信期間 4/27~5/14)についても積極的に視聴をお願いします。
- (2) 毎日の「発熱状況等報告」についても、感染予防やクラスターの早期発見につながる事例も多々ありますので、積極的に行っていただくとともに、できるだけ実態に即した正確な情報を報告してください。

事務担当

福祉施設係 (電話 : 027-226-2569)

保健・居住施設係 (電話 : 027-226-2566)

居宅サービス係 (電話 : 027-226-2575)

感染対策“まだあります。”

新型コロナウイルス感染症対策について、今年2月に、高齢者施設を対象に調査した結果から、各施設に共通する課題や注意点を洗い出し、9+1項目にまとめました。

とるべき感染対策は、まだあります。もう一段、ギアを上げるための参考に、本書を活用してください。

令和3年4月 群馬県（介護高齢課）

1) 手洗い、環境消毒の徹底

【解説】

- ・ 一処置一手洗い（手指消毒）は、感染対策の基本中の基本です。
- ・ 「忙しくなる時間帯はどうしてもおそろかになりがち…」ということはありませんか？ それこそが魔の時間帯です。
- ・ 消毒のやり方をはじめ、その時間帯の感染対策全般を再確認しましょう。

2) 部屋の換気（1時間に10～15分を目安）

【解説】

- ・ 「午前中はやっているけど午後は…」「清掃業者にお任せしているので業者が居ないときは…」ということはありますか？

3) 食堂のテーブルは、パーテーションで仕切る。

【解説】

- ・ 食堂で食事を行う場合は1テーブル1人。または、複数で使用する場合、間をパーテーションで仕切っていますか。
- ・ 対応できている施設と、そうでない施設がはっきり分かれる項目です。

4) 洗面器やガーグルベースンは、個人ごとに管理する。

【解説】

- ・ うがいなどに使用する洗面器やガーグルベースンは、個人用を用意し、入居者ごとに管理しましょう。

5) （職員の）休憩時の感染対策

【解説】

- ・ 「休憩のときくらいは…」と油断していませんか。職員間で感染を連鎖させてしまっている例が多く見られます。
- ・ 座席を離す 静かに食べる などを心がけていますか？
- ・ 休憩時間をずらす 自家用車で食べる ことも検討してください。

6) 目を保護（ゴーグル、フェイスシールド）する。

【解説】

- ・ 「認知症でマスクをしていられない利用者が多いので仕方がない」で済ませ
ていませんか？ それならばそれとして、打つべき対策があるはずです。
- ・ 感染連鎖のリスクをできるだけ減らしましょう。

7) 職員間の意識の差を埋める努力をする。

【解説】

- ・ 感染対策に熱心でない職員もいるものですが、見て見ぬふりはせず、粘り強
く声をかけ合ってください。
- ・ また、感染対策マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、必要に応じ
て講習会や実習を行ってください。

8) 必要な衛生用品を備蓄する。

【解説】

- ・ 患者発生時に使用する マスク フェイスシールド キャップ ガ
ウンなどが備蓄（2週間～1か月程度）されていますか。
- ・ または、必要時に入手できますか。

9) 感染対策に関する相談先を確保する。

【解説】

- ・ 心配なことがある。判断に迷う。——そんな時、専門的に相談できるところ
が必要です。
- ・ 相談先として、嘱託医、かかりつけ医、協力病院、地域の保健所などが考え
られます。
- ・ あらかじめ協力を求め、連絡先を確認しておいて、適宜、相談できるように
しておきましょう。

+1 そのほか、「高齢者施設用 新型コロナウイルス感染症対策
チェック表」で適宜、見直す。

【解説】

- ・ チェック表（全部で47項目）は、対策が十分でない項目を、一つ一つつづ
していくために活用するものです。
- ・ 「いくつかB評価（要改善）があるけど、ほとんどA評価だから大丈夫」と
安心するために活用するものではありません。不十分な項目を見逃さず、課題
を解決してください。

3. その他	1) 職員の食事は自家用車でとるか、施設内の場合は離れて食べている		
	2) 食事・休憩時にマスクをしていない状態の会話をしていない		
	3) 外部からの面会を制限している		
	4) 1.5メートル以内に近づく距離では、利用者も職員もお互いがマスクをしている		
	5) 利用者がマスクをつけられない場合、職員はゴーグルをしている		
	6) アルコール指手消毒薬は濃度が70%以上で使用期限内のものを使用している		
	7) 手洗い後の手拭きタオルを共有していない		
D. 居室等の管理		評価	気が付いたことや今後の対応など
	1) 部屋ごとに手洗い場がある・水道のシンク外周の清掃が行き届き乾燥している		
	2) 床や廊下、手すりに物品が放置されていない (掃除がしやすい環境である)		
	3) 症状がある利用者を他の利用者と接触しないよう隔離する場所がある		
	4) 隔離用の部屋には必要なマスク 手袋 ガウン 手指消毒薬が設置されている		
	5) 歯ブラシやコップなどが他人のものとは接触しないように管理できている		
	6) うがいなどに使用する洗面器やゴーグルベースンは個人用である		
	7) 多数の人が触るドアノブなどの場所を複数回、定期的に拭きとり清掃している		
	8) 換気システムがある。 または窓換気を定期的(日中1時間1回程度、1回10分程度)に実施している		
	9) 施設の入り口や共有スペースに手指消毒薬が設置されている		
	10) 通所者と施設入居者のエリアを分けている		
	11) 食堂のテーブルなどが清拭されている		
	12) 食堂で食事を行う場合は1テーブル1人、または複数人で使用する場合、間をパーティションで仕切っている。		
	13) 食事時の会話を控えている		
	14) 入浴・更衣は一人ずつ行っている		
	15) 集団レクリエーションは少人数でお互いの距離を十分(1.5m~2mくらい)とって行われている		
E. 物や環境面の洗浄・消毒		評価	気が付いたことや今後の対応など
	1) 消毒に使用するアルコールや次亜塩素酸ナトリウムが準備されている		
	2) 次亜塩素酸ナトリウム溶液を作る場合の濃度管理ができている(水3Lに50ml)		
	3) 次亜塩素酸ナトリウム溶液は使用するときには作っている(作り置きしていない)		
	4) 消毒薬を噴霧で使用していない		
	5) 消毒液に浸漬する場合に対象物が浮いていない(すべて液に浸かっている)		